

北海道立都市公園指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北海道立都市公園指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、道立都市公園の管理を行わせる指定管理者を公正な手続により指定するため、公の施設ごとに定める申請資格及び選定基準等の決定並びに指定管理者の候補者の選定について学識経験を有する者の意見を聴き、必要な審議等を行うことを目的として設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「道立都市公園」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 北海道立真駒内公園
- (2) 北海道立野幌総合運動公園
- (3) 北海道立道南四季の杜公園
- (4) 北海道立噴火湾パノラマパーク
- (5) 北海道立サンピラーパーク
- (6) 北海道立宗谷ふれあい公園
- (7) 北海道立オホーツク流水公園
- (8) 北海道立十勝エコロジーパーク
- (9) 北海道立ゆめの森公園

(選定委員会の設置)

第3条 次の表の左欄に掲げる道立都市公園に同表の右欄に掲げる選定委員会を置く。

北海道立真駒内公園	北海道立真駒内公園指定管理者候補者選定委員会
北海道立野幌総合運動公園	北海道立野幌総合運動公園指定管理者候補者選定委員会
北海道立道南四季の杜公園	北海道立道南四季の杜公園指定管理者候補者選定委員会
北海道立噴火湾パノラマパーク	北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理者候補者選定委員会
北海道立サンピラーパーク	北海道立サンピラーパーク指定管理者候補者選定委員会
北海道立宗谷ふれあい公園	北海道立宗谷ふれあい公園指定管理者候補者選定委員会
北海道立オホーツク流水公園	北海道立オホーツク流水公園指定管理者候補者選定委員会
北海道立十勝エコロジーパーク	北海道立十勝エコロジーパーク指定管理者候補者選定委員会
北海道立ゆめの森公園	北海道立ゆめの森公園指定管理者候補者選定委員会

(所掌事項)

第4条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募の方法等に関する審議
- (2) 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議
- (3) 申請者の総合的な審査
- (4) 最適な団体の選定
- (5) 審議及び審査の結果についての知事への報告
- (6) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

(組織)

第5条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要な学識経験を有する者（申請者と利害関係を有しない者に限る。以下「学識経験者」という。）等の委員で構成する。

- 2 委員の定数は4人とし、そのうち2人以上を学識経験者とする。
- 3 委員は、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から知事が指定管理者を指定する日までとする。
- 5 委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者である委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会は、建設部長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数（学識経験者である委員2人以上を含む。）が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 選定委員会の会議は非公開とする。

(審査及び選定方法)

第8条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。

- 2 第1項の委員数が同数の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の委員数が最も多い申請者のうち、加点項目審査における合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。
- 3 第2項の合計得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の合計得点が最も高い申請者のうち、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。
- 4 第3項の価格点の得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の価格点の得点が最も高い申請者のうちから、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、公正、公平に所掌事務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(事務処理)

第11条 次の表の左欄に掲げる選定委員会の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課及び同表の右欄に掲げる課に置くこととする。

北海道立真駒内公園指定管理者候補者選定委員会	空知総合振興局札幌建設管理部 用地管理室維持管理課
北海道立野幌総合運動公園指定管理者候補者選定委員会	
北海道立道南四季の杜公園指定管理者候補者選定委員会	渡島総合振興局函館建設管理部 用地管理室維持管理課
北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理者候補者選定委員会	
北海道立サンピラーパーク指定管理者候補者選定委員会	上川総合振興局旭川建設管理部 用地管理室維持管理課
北海道立宗谷ふれあい公園指定管理者候補者選定委員会	宗谷総合振興局稚内建設管理部 用地管理室維持管理課
北海道立オホーツク流水公園指定管理者候補者選定委員会	オホーツク総合振興局網走建設 管理部用地管理室維持管理課
北海道立十勝エコロジーパーク指定管理者候補者選定委員会	十勝総合振興局帯広建設管理部 用地管理室維持管理課
北海道立ゆめの森公園指定管理者候補者選定委員会	釧路総合振興局釧路建設管理部 用地管理室維持管理課

- 2 事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 選定委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月22日から施行する。
- 2 「北海道立都市公園指定管理者候補者選定委員会」は、北海道立都市公園条例の一部を改正する条例が公布されるまでの間、「北海道立都市公園指定管理者候補者選定準備委員会」とする。この場合において、第1条中「北海道立都市公園指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とあるのは、「北海道立都市公園指定管理者候補者選定準備委員会（以下「準備委員会」という。）」と、第2条から第5条まで並びに第8条及び第9条中「選定委員会」とあるのは「選定準備委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。